

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち刑事訴訟法第四百五十条を改め、同条の次に二条を加える改正規定中『「第四百四十八条第一項」を削り、』を削り、第四百五十条の二を次のように改める。

第四百五十条の二 第四百二十八条第二項、第四百三十三条第一項及び前条の規定にかかわらず、検察官は、第四百四十八条第一項の規定による決定に対しては、第四百二十八条第二項の異議の申立て、第四百三十三条第一項の抗告及び即時抗告をすることはできない。

第二条のうち刑事訴訟法第四百四十五条の次に九条を加える改正規定中「九条を」を「十条を」に改め、第四百四十五条の十を第四百四十五条の十一とし、第四百四十五条の七から第四百四十五条の九までを一条ずつ繰り下げ、第四百四十五条の五及び第四百四十五条の六を削る。

第二条のうち刑事訴訟法第四百四十五条の次に九条を加える改正規定のうち第四百四十五条の四中「後」の下に「裁判所が」を加え、「は、その」を「又は検察官から謄写の機会を与える方法による証拠の開示を受けたときは、これらの」に改め、同条を第四百四十五条の七とする。

第二条のうち刑事訴訟法第四百四十五条の次に九条を加える改正規定のうち第四百四十五条の三第一項及び第二項中「裁判所は、」の下に「第四百四十五条の三第一項若しくは第二項又は」を加え、同条第四項中「前条第三項」を「第四百四十五条の三第四項又は前条第四項」に改め、同条を第四百四十五条の六とし、同条の前に次の二条を加える。

第四百四十五条の四 裁判所は、再審の請求の手續において、裁判所が審判開始の決定をした後に検察官から提出を受けた証拠を弁護人に謄写させる場合において、その証拠に係る複製等の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

第四百四十五条の五 審判開始の決定をした裁判所は、検察官が保管する証拠について、再審請求者又は弁護人に開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の再審請求者又は弁護人に対する開示を命ずることができる。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は開示の条件を付することができる。

前項の開示は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、当該各号に定める機会を与える方法によりす

るものとする。

一 再審請求者 前項に規定する証拠を閲覧する機会（当該証拠の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会）

二 弁護士 前項に規定する証拠を閲覧し、及び謄写する機会（当該証拠の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会）

裁判所は、第一項の決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二条のうち刑事訴訟法第四百四十五条の次に九条を加える改正規定のうち第四百四十五条の二第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は職権で」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「第一項」に

改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

審判開始の決定をした裁判所は、検察官が保管する証拠について、再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命ずることが出来る。

第二条のうち刑事訴訟法第四百四十五条の次に九条を加える改正規定中第四百四十五条の二を第四百四十五条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

第四百四十五条の二 審判開始の決定をした裁判所は、必要と認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠の一覧表の再審請求者又は弁護人に対する提供を命ずることが出来る。

前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 証拠物 品名及び数量

二 供述を録取した書面（供述者の署名又は押印のあるものに限る。）又は電磁的記録（裁判所の規則

で定める供述者の署名又は押印に代わる措置がとられたものに限る。〕 当該書面又は当該電磁的記

録の標目、作成の年月日及び供述者の氏名

三 証拠書類（前号に掲げるものを除く。） 当該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者の氏名

前項の規定にかかわらず、検察官は、同項の規定により第一項の一覧表に記載し、又は記録すべき事項であつて、これを記載し、又は記録することにより次に掲げるおそれがあると認めるものは、同項の一覧表に記載し、又は記録しないことができる。

一 人の身体若しくは財産に害を加え又は人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

二 人の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ

三 犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障を生ずるおそれ

第二条のうち刑事訴訟法第四百五十条の改正規定中「第一号」を「第三号」に、「に限る」を「を除く」に改める。

第二条中刑事訴訟法第四百五十条の二の改正規定を次のように改める。

第四百五十条の二 「検察官は、」の下に「第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）

又は」を加える。

第二条のうち刑事訴訟法第四百五十条の三の次に二条を加える改正規定のうち第四百五十条の五第一項中「、第四百四十五条の三、第四百四十五条の七」を「から第四百四十五条の六まで、第四百四十五条の八」に、「第四百四十五条の九」を「第四百四十五条の十」に、「第四百四十五条の十第四項」を「第四百四十五条の十一第四項」に、「第四百四十五条の八第一項」を「第四百四十五条の九第一項」に改め、同条第二項中「第四百四十五条の二第一項及び第二項」を「第四百四十五条の二」に、「第四百四十五条の十第四項」を「第四百四十五条の四、第四百四十五条の五第一項から第三項まで、第四百四十五条の六第一項から第三項まで、第四百四十五条の十一第四項」に改める。

附則第一条第一号中「第十五条及び第十六条」を「第十四条及び第十五条」に改め、同条第二号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第六条」を削り、同条第三号中「附則第七条」を「附則第六条」に改める。

附則第二条中「再審の請求の手續における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度その他の」を削り、同条に次の一項を加える。

2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、捜査機関が作成した書類及び収集した証拠物の目録の作

成並びに証拠の適正な保管の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第四条第一項中「附則第六条第一項」を「次条第一項」に、「第四百四十五条の二第一項」を「第四百四十五条の三第一項」に改める。

附則第五条を削る。

附則第六条第一項中「附則第十二条」を「附則第十一条」に、「附則第九条」を「附則第八条」に、「附則第八条」を「附則第七条」に、「第二号施行日以後」を「附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後」に改め、同条を附則第五条とし、附則第七条を附則第六条とし、附則第八条を附則第七条とする。

附則第九条中「第四百四十五条の三」を「第四百四十五条の六」に、「第四百四十五条の七」を「第四百四十五条の八」に、「第四百四十五条の九」を「第四百四十五条の十」に、「附則第十一条」を「附則第十条」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第十条の見出し中「適正管理等」を「適正管理」に改め、同条第一項中「第四百四十五条の四及び第

四百四十五条の五」を「第四百四十五条の七」に、「裁判所」を「裁判所」に改め、「とき」の下に「又は弁護人が検察官から謄写の機会を与える方法による証拠の開示を受けたとき」を加え、「その」を「これらの」に改め、「。次項において同じ」を削り、「第四百四十五条の四中」を「第四百四十五条の七中裁判所が」に、「に検察官」を「に、裁判所」に、「検察官」を「裁判所」に改め、同条第二項を削り、同条を附則第九条とする。

附則第十一条中「第四百四十五条の十」を「第四百四十五条の十一」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第十二条中「附則第九条」を「附則第八条」に改め、同条を附則第十一条とし、附則第十三条を附則第十二条とする。

附則第十四条中「附則第八条各号」を「附則第七条各号」に改め、同条を附則第十三条とし、附則第十五条を附則第十四条とし、附則第十六条を附則第十五条とする。